

美郷町教育委員会
事務事業点検評価報告書
(令和7年度事務事業分)

令和8年 8 月
美郷町教育委員会

はじめに

美郷町教育委員会では、第3次美郷町総合計画における基本目標の中において特に関連の強い「豊かな心と人材を育てるまち」、「賑わいで活気があふれるまち」の目標達成に向け、「次代を担う子どもの育成」、「心を豊かにする生涯学習の創出」、「つながりが生まれる交流の創出」という基本施策のもと各般の事務・事業に取り組んでおります。とりわけ令和7年度は、「第3次美郷町総合計画」前期行動計画の最終年度となる重要な年度でした。これまでの取組成果を多角的に検証するとともに、美郷町教育大綱が示す「豊かな人間性を育み、将来の美郷を担う人間の育成」という基本理念のもと、「後期行動計画」へと着実にバトンを繋いでいく責務を担っております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、報告書として公表することが義務付けられております。本町においても、教育行政サービスの更なる質の向上と効率化を図るため、外部評価委員の専門的な知見を反映した「美郷町教育委員会外部評価システム」を導入しております。本報告書は、令和7年度における事務・事業の管理および執行状況について点検・評価を行い、学識経験者等の意見を付してまとめたものです。

事務事業点検評価結果を踏まえ、今後も家庭・学校・地域が一体となり、次代を担う子どもたちの学びを支えるとともに、実効性の高い教育行政を推進することで、町民の皆様からより信頼され、次代の美郷を支える土台をより強固なものとしてまいる所存です。

令和8年8月 美郷町教育委員会

==== 目 次 ====

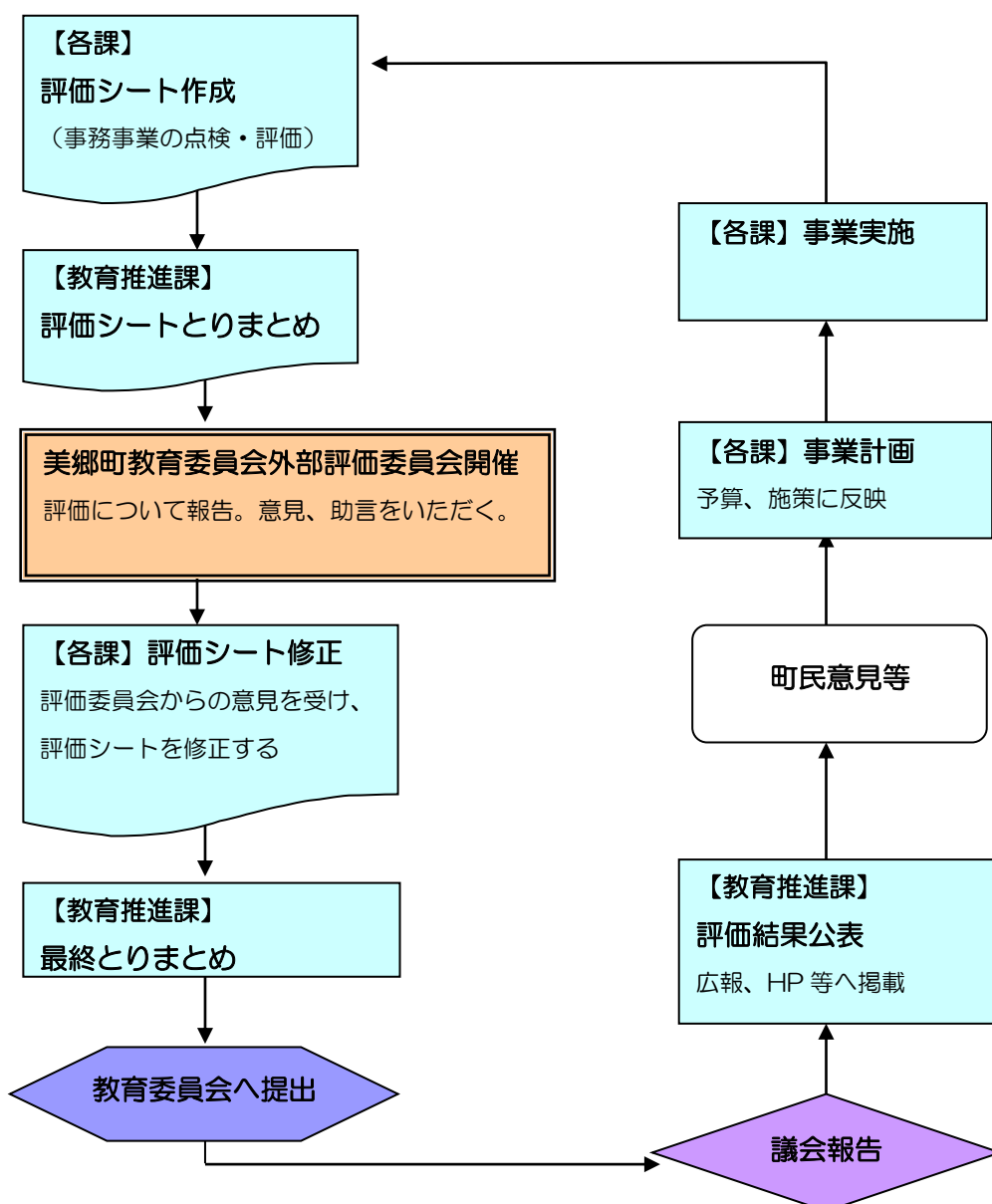
1. 美郷町教育委員会外部評価システムの流れ	3
2. 実施の方法	4
I. 評価シートの作成について	
II. 外部評価委員会	
3. 美郷町教育の基本目標について	6
4. 事業の評価結果	8
(1) 必要性	
(2) 有効性	
(3) 経済・効率性	
(4) 目標達成度	
5. まとめ	12
(資料)	
美郷町教育委員会外部評価委員会設置要綱	13
令和7年度評価事業一覧	14

1. 美郷町教育委員会外部評価システムの流れ

評価は、各事業等について担当課が評価シートを作成することから始まり、行政内部による評価を行います。この行政内部による評価内容について、町民や学識経験者で構成された「美郷町教育委員会外部評価委員会」から評価内容の客観性の検証と、改善に対する助言等をいただきます。

その意見を参考に最終評価を決定し、議会へ報告を行い、その後、評価概要や評価シートを公表します。公表によって町民の皆さまからいただいたご意見・ご要望も今後の参考にし、将来の事業計画に反映していきます。以上のサイクルを毎年繰り返すことで、事業の改善を進め、町民の目線に立った教育行政の運営に努めます。

評価システムの流れ



2. 実施の方法

I. 評価シートの作成について

(1) 評価の対象とする事業

評価対象事業は、町の総合計画の主要施策として定め、「令和7年度 美郷町予算に関する説明書」にある事業とします。令和7年度は31事業を評価の対象としました。

(2) 内部評価における評価者（記入者）

内部評価（評価シート記入者）は各課の事業主担当者です。

(3) 評価年度目標、実績・成果等

外部評価委員からのご意見等を踏まえて今年度の評価年度目標を定め、活動実績とその効果等については、具体的な数値等を用いて記入しています。

(4) 事業の評価

必要性	現在の町民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうかを評価します。
有効性	施策や運営方針、町で策定した総合計画の目的の実現にどの程度寄与しているかを評価します。
経済・効率性	事業のコストがかかりすぎていないか、最小の経費で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価します。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図れないかを評価します。
目標達成度	目標の達成状況の評価します。併せて、目標の設定水準が適切かどうかを検討します。

●総合評価（内部評価および外部評価）

事業の各評価項目を勘案し、総合的に評価を行います。

総合評価のランク	A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
	B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が上がっている
	C	成果が十分に上がっておらず、改善の余地が多い
	D	成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要

(5)判定説明及び考察

各評価項目の今後の課題や、抱えている問題点などについて、事業全体の視点から捉えた総合的なコメントを記入します。

(6)事業の方向性

内部評価結果を踏まえ、今後どのように事業を進めるかを選択しています。

Ⅱ．外部評価委員会

教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るため、美郷町教育委員会外部評価委員会設置要綱に基づき、5名の委員の方々からご意見・ご指導をいただきました。令和8年7月15日に「第1回美郷町教育委員会外部評価委員会」を開催し、各事業内容および事業効果や考察について確認するとともに総合評価ランクが妥当かどうか検証しました。第1回外部評価委員会を踏まえた事業内容および外部評価結果について書面で最終確認しました。

美郷町教育委員会 外部評価委員会委員

(任期：令和10年3月31日まで)

氏 名	備 考
加 藤 功	美郷町社会教育委員
下 田 亮	美郷町文化財保護審議委員
檜 尾 順 子	元美郷町教育委員
後 藤 みゆき	元こども園園長
細 井 才 智	美郷町PTA連合会会長 美郷町立千畑小学校PTA会長

3. 美郷町教育の基本目標について

美郷町教育の基本目標

「豊かな心と人材を育てるまち」

- 学力向上対策の推進やふるさと教育・キャリア教育の強化などにより、次代を担う子どもを育てるまちを目指します。
- 芸術・文化活動の強化や生涯スポーツの充実などにより、住民の豊かな心を育むまちを目指します。

「賑わいで活気があふれるまち」

- 連携している企業や自治体との交流や東京2020オリンピックのホストタウンのタイ王国との交流の推進などにより、人的・物的なつながりで活気があるまちを目指します。

基本理念

◇ 学校と家庭における基本理念

豊かな人間性を育み、将来の美郷を担う人間の育成

◇ 生涯学習・社会教育における基本理念

豊かな心を育むまち・活気あるまちをめざして

～ 自らデザインし、自ら学び、ともに支え合う地域づくりの実践 ～

各分野の施策

◇ 家庭教育

- ① 家庭教育10か条に基づく家庭教育の推進
- ② 家庭教育充実のための講座・講演会等の開催
- ③ 子育て支援冊子等の作成と活用
- ④ 放課後児童クラブにおける活動の充実

◇ 学校教育

- ① 一人一人の可能性を最大限に伸ばすことを目指した「知・徳・体」の教育の充実
- ② ふるさと教育・キャリア教育の充実

- ③ 夢中になって粘り強く取り組む体験の充実と様々な人との交流推進
- ④ 社会のグローバル化に対応できる子どもの育成を目指す国際教育の推進
- ⑤ 特別支援教育の充実と不登校傾向の児童生徒への支援の充実
- ⑥ 連携を重視した学校づくりの推進
- ⑦ 教育施設の環境整備

◇ **生涯学習・社会教育と芸術文化の振興**

- ① 子どもたちの体験活動の充実
- ② 家庭・学校・地域が連携した取組の推進
- ③ 豊かな生活を送るための学習機会の提供
- ④ 図書館の魅力向上
- ⑤ 読書に親しむ機会を増やす取組の推進
- ⑥ 優れた芸術や文化に直接触れる機会の提供
- ⑦ 友好都市芸術文化団体の交流促進
- ⑧ 野外芸術空間の創出
- ⑨ 社会教育施設の環境整備

◇ **歴史と文化財の保存と活用**

- ① 歴史・文化財の保存と継承
- ② 歴史・文化財の利活用による交流の促進

◇ **スポーツ振興**

- ① スポーツ環境の充実
- ② スポーツ関連施設の利用促進
- ③ 安全、安心で誰もが楽しめるスポーツ施設の整備
- ④ スポーツによる健康づくりの推進
- ⑤ 社会体育施設の環境整備

4. 事業の評価結果

(1) 必要性

町民のニーズに変化があり、事業を行う必要性があるか。

27事業について「十分必要である」、また、残りの4事業についても「おおむね必要である」と判断されており、町民ニーズの高さが表れています。いずれの事業も必要不可欠な事業、制度として定着していると言えます。

(上段：事業数、下段：(%))

区分	十分必要 である	おおむね 必要である	あまり 必要でない	評価なし
令和7年度 (31事業)	27事業 (87.1%)	4事業 (12.9%)	—	—
令和6年度 (31事業)	27事業 (87.1%)	4事業 (12.9%)	—	—

(2) 有効性

施策や運営方針等目的の実現に寄与しているか。

27事業について「十分寄与する」、また、残りの4事業についても「おおむね寄与する」と評価されました。町の施策や運営方針等、目的に沿った事業と判断され、継続実施が望まれました。

(上段：事業数、下段：(%))

区 分	十分 寄与する	おおむね 寄与する	あまり寄与 していない	評価なし
令和7年度 (31事業)	27事業 (87.1%)	4事業 (12.9%)	—	—
令和6年度 (31事業)	27事業 (87.1%)	4事業 (12.9%)	—	—

(3) 経済・効率性

事務効率化、コスト縮減しているか。

19事業について「十分できている」、また、残りの12事業についても「おおむねできている」と認められました。いずれの事業も事務の効率化、コスト縮減に努めていると判断されました。

(上段：事業数、下段：(%))

区 分	十分 できている	おおむね できている	できて いない	評価なし
令和7年度 (31事業)	19事業 (61.3%)	12事業 (38.7%)	—	—
令和6年度 (31事業)	19事業 (61.3%)	12事業 (38.7%)	—	—

(4) 目標達成度

計画通りに目標を達成できたか。

16事業について「達成できている」、また、残りの15事業についても「おおむね達成できている」と判断され、ほぼ計画通りに目標を達成できていると評価されました。

(上段：事業数、下段：(%))

区 分	達成できている	おおむね 達成できている	達成 できていない	評価なし
令和7年度 (31事業)	16事業 (51.6%)	15事業 (48.4%)	—	—
令和6年度 (31事業)	18事業 (58.1%)	13事業 (41.9%)	—	—

【事業の方向性】

今後の事業の方向性では、「さらに重点化する」が4事業、「改善見直しを検討する」が1事業で、「継続実施する」が8割を超え前年度より増えました。今年度の意見を次年度以降に活かし、さらに実効性の高い教育行政を推進することが求められました。

(上段：事業数、下段：(%))

区 分	さらに 重点化する	継続 実施する	改善見直し を検討する	休止、廃止 を検討する
令和7年度 (31事業)	4事業 (12.9%)	26事業 (83.9%)	1事業 (3.2%)	—
令和6年度 (31事業)	6事業 (19.3%)	25事業 (80.7%)	—	—

【総合評価】

総合評価において、19事業が「A」評価、また、残りの12事業が「B」評価となり、優れた取り組みが多く、成果が得られていると評価されましたが、A評価は前年度と比較して減少しました。これは、クマ出没による危険回避等外的要因による事業中止が理由のひとつとなっております。

(上段：事業数、下段：(%))

区分	A	B	C	D	評価なし
	優れた取組が多く、十分成果が上がっている	優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている	成果が十分に上がっておらず、改善の余地が多い	成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要	
令和7年度 (31事業)	19事業 (61.3%)	12事業 (38.7%)	—	—	—
令和6年度 (31事業)	23事業 (74.2%)	8事業 (25.8%)	—	—	—

【その他評価委員意見】

- 官学連携事業において、連携大学との交流事業が縮小傾向にあるが、児童生徒にとって有意義なものとなるので、マンネリ化せず交流の在り方を工夫しながら幅を広げていただきたい。
- 友好都市との学校間交流については、保護者の経済的負担も年々大きくなっている。町からの補助金額が長い期間同額となっており、物価上昇に合わせ増額を検討する時期なのでは。
- 青年・成人教育事業において、二十歳の集いの参加率を目標値としており、実績が目標値を下回っていることから、事業評価がBとなっているが、各事業の内容もすばらしく、参加者の満足度も非常に高いことからA評価に値する。目標設定の見直しをすべきと思われる。
- 美郷カレッジ開催事業は、他にはない特徴的な事業で、毎回内容も充実しているので是非継続していただきたい。リモート会場の設置など受講者の利便性に配慮されている。
- 秋田県では全国にさがけ平成22年に「読書活動の推進に関する条例」制定しているので、町でもブックスタート事業など実施しているが、もっと読書に関する事業や環境に力を入れてほしい。
- 民俗文化財継承活動推進事業において制作した「六郷のカマクラ行事」と「わら文化」の記録映像の内容がすばらしかった。伝統文化の継承のため今後の活用に期待する。

5. まとめ

令和7年度は、「第3次美郷町総合計画」前期行動計画の最終年度として、これまでの教育行政の歩みを多角的に検証する重要な一年でありました。美郷町教育大綱が掲げる「豊かな人間性を育み、将来の美郷を担う人間の育成」及び「豊かな心を育むまち・活気あるまちづくり」の理念のもと、学校教育、社会教育、文化振興、スポーツ振興の各分野において、地域社会と連携した質の高い教育活動の推進に努めてまいりました。

人口減少や少子高齢化という厳しい社会情勢や有害鳥獣出没等の不安定な自然環境の中にありながら、これまでの経験や改善の積み重ねを踏まえて事業実践した結果、外部評価におきましても全ての評価項目（必要性、有効性、経済・効率性、目標達成度）において安定した評価を維持することができました。これは、事業の目的を常に意識し、成果を追求し続けた結果であると認識しております。

令和8年度は「第3次美郷町総合計画」後期計画の初年度という、新たな教育行政のスタートの年となります。前期計画の総括によって明らかとなった成果と課題をしっかりと受け継ぎ、後期計画において掲げる目標達成に向けて、子どもたちの健やかな成長と、すべての町民が豊かさを実感できる生涯学習社会の実現のため、実効性の高い事業推進を加速させてまいります。

最後に、本年度も外部評価委員会の皆様には、事業評価シートの緻密な吟味・査読および委員会での深い審議を賜り、誠にありがとうございました。皆様から頂戴した専門的な知見と忌憚のないご意見は、今後の美郷町教育行政をより強固なものにするための道標です。いただいた貴重なご提言を最大限に反映させ、今後の事業に全力で取り組んで参ります。

○美郷町教育委員会外部評価委員会設置要綱

平成20年6月2日教育委員会訓令第4号

(設置)

第1条 美郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する、事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うことで、地域の実情と住民ニーズに応じ、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、事務の管理及び執行状況についての透明性の確保と町民への説明責任を果たすため、美郷町教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育委員会が実施する事務の管理及び執行の状況についての点検と評価
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 5 委員会の会議は原則公開できるものとする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときはこの限りでない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年6月2日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の委員会の会議は教育委員会が招集する。
附 則（平成22年5月19日教委訓令第8号）
- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（平成23年4月1日教委訓令第2号）
- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（令和2年2月20日教委訓令第4号）
- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。